

令和2年6月30日

### 第1 鳥取県情報公開審議会の結論

鳥取県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、公文書開示請求を拒否としたことは妥当ではなく、これを取り消すべきである。

### 第2 本件審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成31年1月16日付けで鳥取県情報公開条例（平成12年3月鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、公文書開示請求書を実施機関に提出した。
- 2 開示請求があった公文書の内容は、「平成〇年、〇〇自動車学校で〇〇員が運転免許を失効したまま教習を行った際に御庁の行った行政処分に関する以下の文書「1. 〇〇自動車学校に対する行政処分のタイムスケジュールが分かる一切の文書」「2. 当該〇〇員に対する行政処分の内容及びタイムスケジュールが分かる一切の文書」」である。
- 3 実施機関は平成31年1月29日付けで、上記2の公文書開示請求（以下「当該開示請求」という。）1の部分については条例第12条第2号に該当、また2の部分については条例第12条第1号に該当するとして公文書開示請求拒否決定を行った。
- 4 請求人は、当該開示請求に対する公文書開示請求拒否決定を不服として、平成31年2月12日付けで審査請求書を鳥取県公安委員会に提出した。
- 5 鳥取県公安委員会は、平成31年2月22日付けで、当該審査請求に係る諮問書を鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）に提出した。

### 第3 請求人の主張

#### 1 当該開示請求1について

(1) 条例第9条第2項第3号アの非開示事由は存在しない。

ア 請求人が本審査請求を行った意図は、所属事務所の依頼者が同様の行政処分を受けるおそれがあり、同処分等により依頼者が被る「財産」的損害を最小限なものとする対処（人員配置等）をするために、過去の行政処分のタイムスケジュールを参考にする点にある。

したがって、開示請求の対象となる情報は、条例第9条第2項第3号ただし書に規定する「財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、非開示の除外事由となる。

イ 当該審査請求が上記意図に基づくものであること、及び請求人が弁護士という職業に属することを考慮すると、請求人が開示された情報を濫用する危険はなく、当該法人の「権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は具体的には存在せず、条例第9条第2項第3号アは適用されない。

(2) 条例第12条第2号には該当しない。

前述のとおり、条例第9条第2項第3号アの非開示事由は存在せず、「当該法人…の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるおそれ」はない。

なお、当該法人が行政処分を受けた事実は、報道等により既に明らかになっている公知の事実であり、当該行政処分のタイムスケジュールが分かる公文書が存在していることは明らかである。

## 2 当該開示請求2について

### (1) 条例第9条第2項第2号の非開示事由は存在しない。

ア 前述のとおり、本件情報は条例第9条第2項第2号イに規定する「財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、非開示の除外事由となる。

イ 審査請求人は、前記意図から審査請求したものであり、開示請求の対象となる処分を受けた〇〇員の氏名や生年月日等の個人情報について関心はなく、あくまで処分に至るスケジュールに関心があるに過ぎない。よって、特定の個人を識別することができる部分については、黒塗りした上で開示すれば足りる。

黒塗りすれば当該開示請求の対象となる文書は、条例第9条第2項第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」に該当しない。

ウ 前述した審査請求の意図及び請求人が弁護士という職業に属することを考慮すると、開示された情報を濫用する危険性はなく、処分を受けた〇〇員「個人の権利利益を侵害するおそれ」は具体的には存在せず、条例第9条第2項第2号は適用されない。

### (2) 条例第12条第1号には該当しない。

前述のとおり、条例第9条第2項第2号の非開示事由は存在せず、「当該個人の権利利益が侵害されるおそれ」はない。

なお、当該法人が行政処分を受けた事実は、報道等により既に明らかになっている公知の事実であり、当該〇〇員に対する行政処分について公文書が存在していることは明らかである。

## 第4 実施機関の主張

### 1 当該開示請求1について

#### (1) 条例第9条第2項第3号ただし書には該当しない。

ア 非開示とすることにより保護される個人や法人等の権利利益と比較衡量すべき公益が存在する特段の事情は認められない。

イ 開示請求は、請求の理由・目的の如何を問わず、開示請求者と開示対象文書との関係を問うことなく認められていることから、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・非開示の判断が左右されるものではない。

#### (2) 条例第9条第2項第3号に該当する。

対象となる公文書は「〇〇自動車学校」と特定された法人の行政処分に関する情報であり、当該法人のイメージ、社会的信用、社会的評価などに影響を及ぼし、現在及び将来の法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害することが容易に推認され、事業の妨害など事業活動に支障が出るのが想定される。

#### (3) 条例第12条第2号に該当する。

ア 犯罪捜査に関する情報と同様にその情報の性質により、公文書が存在するか否かを回答

するだけで、行政処分の有無を回答することと同様の結果が生じる。

イ 過去に報道され、一般的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、その後、相当の時間が経過し、現時点では公知の情報には該当しない。

ウ 法人の正当な利益を害するおそれがある情報は、永続的に公開されてよいものではなく、処分後、一定期間に限り公開すべきである。行政処分から5年以上経過し、既に世間から忘れ去られてしまった事実について、当該法人が不利益を被る可能性が否定できない以上、行政処分の有無についても公開すべきではない。

エ 当該法人が受ける具体的な不利益は、受講者が行かない、辞める、噂を聞いて受講しなくなるなどがある。一般に忘れ去られたことを再び敢えて出すことにより、その情報が拡散して生徒が行かない等の不利益が生じる。

## 2 当該開示請求2について

(1) 条例第9条第2項第2号の非開示情報に該当する。

ア 「〇〇自動車学校で運転免許を失効したまま教習を行った〇〇員」という、特定の個人の行政処分に関する情報であり、その性質から通常他人に知られたいと考える匿名性の高い個人のプライバシーに関する情報であるため、条例第9条第2項第2号に規定する非開示情報に該当する。

イ 〇〇員の氏名を非開示にしても、発生年と照合することにより個人を識別し得ることは否定できないため、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、個人の権利利益を侵害するおそれが認められるおそれが認められることから、条例第9条第2項第2号に規定する非開示情報に該当する。

(2) 条例第9条第2項第2号ただし書には該当しない。

記者発表等により公表された情報であったとしても、その公表は個別の特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、時間の経過とともに公益性が低下し、個人情報保護の必要性が高まっていると認められ、開示請求の時点では公にされていると認められず、法令等の規定や慣行により公にされている情報、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

(3) 条例第12条第1号に該当する。

特定の個人の行政処分に関する情報であって、公文書の存否を答えるだけで、行政処分の有無を回答することと同様の結果が生じる。

## 第5 審議会の判断

1 実施機関は、「非公開により保護される利益と公開により保護される利益の双方について慎重に比較検討すべきで、これを判断するに当たり、処分後の時間的経過も判断要素の一つとなると考え、開示非開示の検討を行った」と述べる。そして、比較衡量については、「前述の法人又は個人が被る不利益と開示による公共の利益とを比較し、当該法人等の不利益を認めた。5年以上経ち忘れ去られたことを敢えて蒸し返し、法人に不利益を被らせることになる。」と述べる。

しかし、実施機関からの意見聴取の場で、審議会が何度も発言を促したにもかかわらず、実施機関からは年月の経過を理由とする以外に比較衡量の検討に係る説明はなく、実施機関において条例に基づいた適切な比較衡量がなされたかについて、疑念を持たざるを得なかった。

2 実施機関は、非開示となる経過年数に係る基準について、「道路交通法が一番厳しい行政処分は自動車学校の指定取消であるが、当該処分に関しては3年経てば再び指定できると規定しているため、3年が基準になる」と述べる。また、他業種ではあるが他県の答申を引用し、「過去の行政処分に係る開示請求において、欠格期間が定められている行政処分であれば、欠格期間経過後、遡ってまで当該行政処分に対する不利益を被らせるべきではないとした答申があり、それを判断材料の一つとした」と述べる。

しかし、欠格期間に関する規定を理由に一律に年数を設けて非開示とする考えは、本県の条例や規則等において該当する条文はなく、そのような解釈や運用も認められているわけではない。本県条例では原則、開示が義務とされており、仮に非開示とするのであれば、条例第9条第2項の該当性を個別具体的に検証することが求められる。

また、審議会は実施機関からの意見聴取において、当該他県の答申で対象となった公文書が何であったかを確認したが、実施機関は答えることができなかった。開示決定に当たり、開示の対象となる公文書を個別具体的に検証することは必要なことである（非開示とする場合に比較衡量するのであればなおさらである）が、対象となる公文書を把握しないまま他県の答申を判断材料の一つにすることは相当と思われない。

3 実施機関は、行政処分から5年以上経過し、既に世間から忘れ去られてしまった事実について、当該法人が不利益を被る可能性が否定できないと主張するが、他方でインターネットを検索すると当該行政処分の情報が表示されると説明していることに鑑みれば、5年以上経過していることだけでは既に世間から忘れ去られているとは言えず、法人の情報を保護する必要性、正当性は低いといわざるを得ない。

しかも、請求人が開示を求める情報は「行政処分のタイムスケジュールが分かる一切の文書」であり、これを開示することにより法人の正当な利益を害する蓋然性は明らかにされていない。

また、実施機関が述べる法人の不利益は、開示した情報が拡散されることが前提で、しかもそれが当然起こり得ることのように述べている一方、その蓋然性や根拠については全く述べられていない。よって、審議会は実施機関の主張に賛同することはできない。

4 個人に関する情報については、特定の個人を識別することができる記述等の部分を除けば、これを開示したとしてもその内容は個人の権利利益を侵害するおそれはない。よって、部分開示で対応できるものと審議会は考える。

5 条例第12条は、濫用のおそれもあり例外的な規定である。

上記1から4までを踏まえると、本件はそもそも開示されるべきであり、審議会は、当該規定の適用が必要となる特別な理由を認めることはできない。

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は妥当ではないと判断する。